

産 4 目次 大規模小売店舗の変更の届出の縦覧

〔 〕 大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次の大規模小売店舗の変更の届出について、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

令和六年十二月三日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

一 届出事項の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ゆめタウン山陽

所在地 赤磐市下市四七三番地

2 届出者の名称、住所及び代表者の氏名

(1) 名称 株式会社イズミ

住所 広島県広島市東区二葉の里三丁目三番一号

代表者の氏名 代表取締役 山西 泰明

(2) 名称 株式会社しまむら

住所 埼玉県さいたま市大宮区北袋町一丁目六〇二番一号

代表者の氏名 代表取締役 鈴木 誠

3 変更事項

㊦ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

(変更前) 六千四百九平方メートル

(変更後) 三千五百八十六平方メートル

(2) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

ア 駐車場の収容台数

(変更前) 駐車場一 八十六台

駐車場二 七十九台

駐車場三 五十五台

合計 二百二十台

(変更後) 駐車場一 百十九台

駐車場二 三十一台

駐車場三 二十台

合計 百七十台

イ 駐輪場の収容台数

(変更前) 駐輪場一 六十台

(変更後) 駐輪場一 十台

駐輪場二 十五台

合計 二十五台

ウ 荷さばき施設の面積

(変更前) 荷さばき施設一 三百五十六平方メートル

(変更後) 荷さばき施設一 四十八平方メートル

荷さばき施設二 二十四平方メートル

二箇所（荷さばき施設二箇所合計）七十二平方メートル

エ 廃棄物等の保管施設の容量

- (変更前) 廃棄物保管施設一 十六・五立方メートル
廃棄物保管施設二・三 四立方メートル
廃棄物保管施設四 四・三五立方メートル
廃棄物保管施設五 七・五六立方メートル
廃棄物保管施設六 〇・六七立方メートル
廃棄物保管施設七 四・三五立方メートル
七箇所（廃棄物保管施設七箇所合計）三十七・四三立方メートル
- (変更後) 廃棄物保管施設一 十六・三立方メートル
廃棄物保管施設二 八・二立方メートル
廃棄物保管施設三 一・四立方メートル
廃棄物保管施設四 九・二立方メートル
四箇所（廃棄物保管施設四箇所合計）三十五・一立方メートル

㊦ 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻

(変更前) 午後九時

(変更後) 午後十時

イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 駐車場一 午前八時から午後九時十五分まで

駐車場二 午前八時から午後九時十五分まで

駐車場三 午前八時三十分から午後九時十五分まで

(変更後) 駐車場一 午前八時から午後十時十五分まで

駐車場二 午前八時から午後十時十五分まで

駐車場三 午前八時から午後十時十五分まで

ウ 駐車場の自動車の出入口の数

(変更前) 六箇所

(変更後) 十箇所

エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

(変更前) 荷さばき施設一 午前六時から午後七時まで

(変更後) 荷さばき施設一 午前五時から午後十時まで

荷さばき施設二 午前零時から午後十二時まで（二十四時間）

4 変更年月日

令和七年六月一日

二 届出年月日

令和六年十一月二十日

三 縦覧の期間及び場所

1 縦覧の期間

令和六年十二月三日から令和七年四月三日まで

2 縦覧の場所

岡山県産業労働部経営支援課及び赤磐市産業振興部商工観光課